

令和２年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第１９９条第７項の規定により令和２年度の財政援助団体等監査について能代市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

１ 監査の対象

令和２年度財政援助団体等に関する監査の対象を下記のとおりとした。

（１）監査の対象とした補助金（令和元年度交付分）

No	所管課	補助金の名称	財政援助団体の名称
1	総合政策課	本因坊戦開催運営費等補助金	本因坊戦能代市開催実行委員会
2	市民活力推進課	機織地区会館修繕費補助金	機織地区会
3	長寿いきがい課	福祉基金事業補助金 （地域高齢者お楽しみ会事業）	能代市民生委員児童委員協議会
4	商工港湾課	雇用奨励金	住鋤テック株式会社
5	観光振興課	でらっとのしろ観光キャンペーン 実行委員会補助金	でらっとのしろ観光キャンペーン 実行委員会
6	農業振興課	畑作等拡大総合支援事業費補助 金（機械施設等導入支援事業）	農事組合法人鬼っこファーム
7	林業木材振興課	木製品研究開発支援事業費補助金	株式会社丸松銘木店
8	学校教育課	小中学校全県大会文化部派遣費 補助金	能代市小・中学校文化活動連盟
9	生涯学習・ス ポーツ振興課	民俗芸能等振興費補助金	能代市民俗芸能連合会
10	総務企画課	道の駅ふたつイベント補助金	株式会社道の駅ふたつ
11	環境産業課	農業法人確保・育成事業費補助金	農事組合法人H＆Iファーム

（２）監査の対象とした指定管理施設

No	所管課	指定管理施設の名称	指定管理者の名称
1	生涯学習・ス ポーツ振興課	農林漁家婦人活動促進施設 杉ホールひびき	仁鮎部落
2	生涯学習・ス ポーツ振興課	二ツ井総合体育館、荷上場体育館	特定非営利活動法人能代市体育協会

2 監査の期間

補助金監査	令和2年9月25日から令和3年1月27日まで
補助金交付団体実地監査	令和2年11月18日
指定管理簿冊等監査	令和2年10月19日から令和3年1月27日まで
指定管理施設実地監査	令和2年11月18日

3 監査の範囲及び着眼点

今年度の財政援助団体等監査は、監査の対象とした財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の事項について監査を実施した。

(1) 補助金について

- ①補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- ②実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③補助金の使途は適切か。
- ④出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- ⑤補助金で購入した備品等の管理は適正か。

(2) 指定管理施設について

- ①消防計画、危機管理マニュアル等に基づき安全性の確保が図られているか。
- ②現金の取扱い、保管状況は適切か。
- ③施設、設備の管理（点検、修繕等）が適切に行われているか。
- ④指定管理者からの報告、指定管理者への指導等のほか、経費の負担区分等について基本協定書に基づいた取扱いになっているか。
- ⑤能代市指定管理施設実地調査マニュアルに基づく所管課の実地調査の状況について適切に行われているか。
- ⑥それぞれの施設の性格、状況に応じて適切に状況把握が行われているか。また、必要な対策が講じられているか。

4 監査の実施内容

監査の対象とした団体等の事業及び補助金等の執行状況について、提出を求めた監査資料を確認するとともに、次の方法により監査を実施した。

(1) 補助金について

各団体及び所管課から提出された関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、対象から抽出した一部の団体において補助金で購入した備品等の管理状況や、出納関係帳票等の整備の状況について実地にて監査を実施した。

(2) 指定管理施設について

対象施設ごとに利用状況、使用許可等の取扱い、所管課における実地調査の状況について関係簿冊等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。また、施設管理及び現金の取扱い、保管状況等について関係者へ聞き取りを行い、実地にて監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、補助金及び指定管理施設に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。その他の軽微な誤り等については、講評の際に、改善及び職員への周知を要望したので記述は省略した。

今回、監査対象となっていない補助金及び指定管理施設についても、随時確認を行いながら適正な事務執行に努められたい。

（農業振興課）

畑作等拡大総合支援事業費補助金（機械施設等導入支援事業）において、補助金交付要綱上、上限額を規定せず、内規により上限額を設定している。

補助金の交付額は、補助事業において重要な事項であり、上限額を内規で定めることは明確性の観点から適切でないため、要綱で定められたい。

（環境産業課）

農業法人確保・育成事業費補助金において、実績報告書の事業費と当該内訳書に記載の事業費が異なっているまま受理し、補助金確定通知書を交付していた。

確認の結果、補助金額に変更は生じなかったが、交付申請書及び実績報告書は、補助金の交付額を決定及び確定するための重要なものであることから、関係書類及び内容を十分精査し、適正な事務処理とされたい。